

## 解説



# 国際公会計基準審議会 (IPSASB) コンサルテーション・ペーパー『公的部門特有の金融商品』

IPSASBボードメンバー／公認会計士

いざわ けんじ  
**伊澤 賢司**

IPSASBテクニカル・アドバイザー／  
公認会計士

ふきや たけお  
**落谷 竹生**

## 1 本文書の目的

IPSASBにおける会計基準の開発は、通常は、①コンサルテーション・ペーパー(CP)、②公開草案、③最終文書の3段階で数年間にわたり行われる。今回公表されたCPは、上記のうち、初期の①の段階にあたる。

本CPでは、公的部門特有の金融商品の中でも、各国において中央銀行が扱うことが多い流通通貨、貨幣用金、国際通貨基金(IMF)関連商品(クウォータ出資金、特別引出権)の3項目を対象としている。これらの3項目の会計処理の実務が各国で不統一であることから、将来的には③の最終文書で基準化することを

想定し、各国の利害関係者から広く意見を募ることを目的としている。

なお、公的部門特有の金融商品は、本CPのほかに現行IPSAS第28号から第30号、及び他の進行中のプロジェクトで対応しており、その関係は下図のとおりである。

## 2 用語の定義

本CPでは、共通する用語として、「通貨当局」と「準備資産」を定義している。これらは、政府財政統計上、一般的に使用されている用語である。

通貨当局(monetary authority)とは、中央銀行又は中央政府の部局をはじめ、通常、中央銀行に帰属するオ

図

IPSAS第28号『金融商品:表示』	
IPSAS第29号『金融商品:認識及び測定』	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンセSSIONナリー・ローン</li> <li>・ 非交換取引を通じた金融保証契約</li> </ul>
IPSAS第30号『金融商品:開示』	
IPSAS第28号～第30号を更新するプロジェクト(進行中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的部門における証券化取引</li> </ul>
非交換費用のプロジェクト(進行中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法的債権債務(税金・補助金など)</li> </ul>
公的部門特有の金融商品のプロジェクト(本CP:進行中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流通通貨</li> <li>・ 貨幣用金</li> <li>・ IMFクウォータ出資金・特別引出権</li> </ul>

ペレーションを実行する主体をいう。

準備資産 (reserve assets) とは、国際収支上の資金調達ニーズ、為替レートに影響を与えるための通貨市場への介入及び通貨と経済への信認の維持に向けて、容易に利用可能となる通貨当局が保有する対外資産をいう。

### 3 流通通貨 (Currency in Circulation)

流通通貨の定義案は以下のとおりである。

流通通貨とは、個々の経済又は当該経済が属する通貨同盟のいずれかにおける通貨当局により、又は通貨当局の代わりに発行される、法貨となる固定かつ算定可能な価値を有する現物の紙幣及び硬貨をいう。

本CPでは、流通通貨の発行における負債又は収益としての会計処理について、

下図のフローを提示している。

通貨の発行によって「現在の債務」が存在し、債務が「法的に拘束力を有する債務」又は「法的ではないが拘束力を有する債務」である場合には、負債を認識し測定する。ここで債務とは、損傷した通貨と新通貨との交換義務や、流通通貨に見合う担保の保有等を指す。

負債の測定基礎としては、『概念フレームワーク』に定める「歴史的原価」、「履行原価」、「市場価値」のいずれかが適切であると提案されている。

現在の債務がない場合、通貨の発行は収益となる。その収益を、財務業績計算書を通すのか、それとも財政状態計算書の純資産・持分を直接増減させるのが論点となる。

### 4 貨幣用金

貨幣用金の定義案は以下のとおりである。

通貨当局により準備資産として保有される有形金をいう。

なお、有形金とは、最低限1,000あたり995の割合の純度を持つ現物の金をいう。

貨幣用金は、経済的便益及びサービス提供能力を提供する資源であり、現在支配されていることから、資産の定義を満たし、かつ、資産の認識規準を満たす。

貨幣用金の測定は、絶対的なものではなく、貨幣用金を通貨当局が保有する意図 (売買目的か、無期限の保有か) によって、測定基礎を決めることになる。

測定基礎は、『概念フレームワーク』に定める「市場価値」、又は「歴史的原価」のいずれかが適切であると提案されている。上記の測定基礎が適切になる状況やその理由について、利害関係者のコメントが求められている。

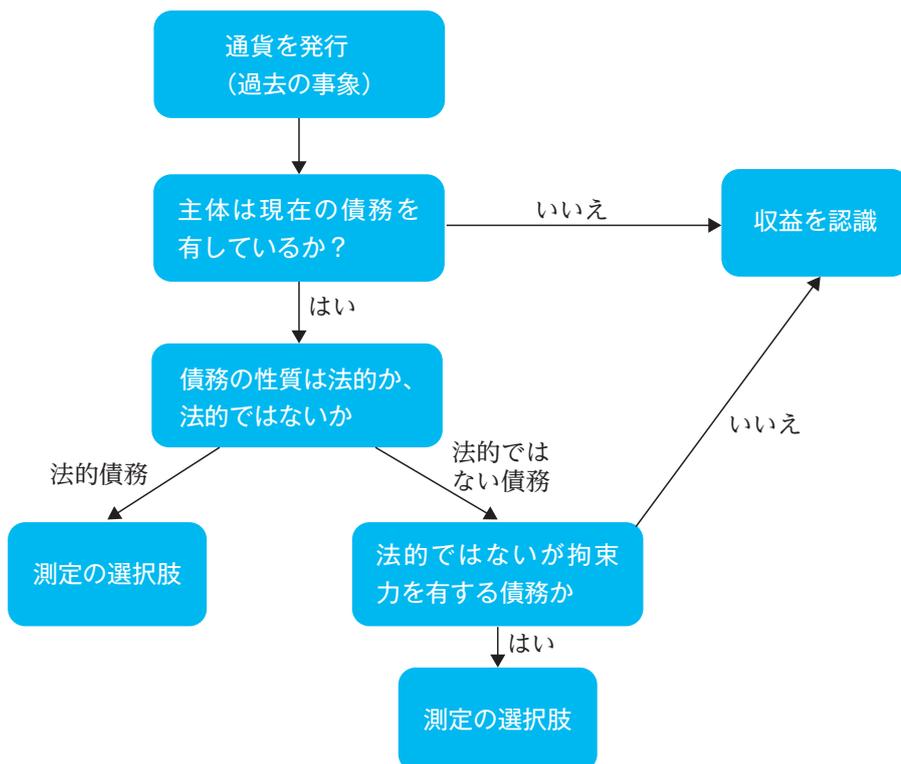
### 5 IMFクォータ出資額及び特別引出権 (SDR)

#### (1) IMFクォータ出資額 (IMF Quota Subscription)

IMFクォータ出資額とは、IMFに加盟した時点で加盟国により支払われ、事後的に調整される、割り当てられたクォータに等しい金額をいう。

クォータとは英語で「割当」の意味である。IMFに加盟する際には、このクォータを全額支払う必要があり、その最大25%までをSDR (後述) 又は主要5通貨 (米ドル、ユーロ、日本円、英ポンド、人民元) のいずれかで支払い、残額は加盟国の自国通貨で支払う必要がある。

IMFクォータ出資額は、現在、支配されるサービス提供能力及び経済的便益を提供する資源であるので、資産の定義を満たすとされている。したがって、資



産の認識規準が適用される。

測定については、当初測定には「歴史的原価」が適切であり、事後測定には状況により「歴史的原価」か「正味売却価格」が適切であると提案されている。

## (2) SDR保有 (SDR Holdings)

SDR保有とは、IMFにより創出され、準備資産を補完するために加盟国に配分される国際準備資産をいう。

IMFは加盟国に対して、各国のクォータに応じたSDRを配分することができる。SDRを保有することで、加盟国はコストのかからない無条件の国際準備資産を受け取ることになる。

SDRの保有者は、下記①、②のいずれかの方法を通じて、SDRと引き換えに

主要5通貨のいずれかを入手することができる。

- ① 加盟国間での自主的な交換取極めを通じた方法
- ② IMFに指定された強い対外ポジションを有する加盟国が、弱い対外ポジションの加盟国からSDRを購入する方法

本CPでは、SDR保有は『概念フレームワーク』の資産の定義及び認識規準を満たすとされている。測定基礎には、「市場価値」を使用する。

## (3) SDR配分 (SDR Allocations)

SDR配分とは、IMF加盟国のSDR会計への参加を通じて発生し、SDR配分に関する債務をいう。

SDR保有が加盟国に分配される際に、当該加盟国が同時に引き受ける債務がSDR配分である。加盟直後は、SDR保有とSDR配分は同額となる。

SDR保有とSDR配分には同率の金利がかかる。SDR保有を使って外貨を引き出した加盟国は、SDR保有<SDR配分となる。SDR配分がSDR保有を超過すると、その超過分は加盟国にとって純金利負担が必要となる。

本CPでは、SDR配分は、IMFの他の加盟国に対する現在の債務が存在し、負債の決済を回避するために現実的な選択肢が、ほとんど、あるいは全く存在しないことから、負債の定義を満たすとしている。測定基礎には「市場価値」を使用する。